

子どもの豊かな「学び」と「育ち」の実現を目指して

十日町市小中一貫教育  
基本計画

令和8年3月改訂版

十日町市教育委員会

## ■ 目 次 ■

はじめに	2
I 十日町市の学校教育の現状と課題	4
1 学校の規模・特徴	4
2 3つの教育課題	5
(1) 学力の向上	
(2) 不登校・いじめの減少	
(3) 特別支援教育の充実	
II 十日町市の小中一貫教育のこれまでの取組	7
1 十日町市の小中一貫教育の特徴	7
2 十日町市の小中一貫教育のこれまでの評価	8
III 十日町市が目指す学校教育	9
1 学校教育が目指す姿	9
2 目指す学校教育姿を実現するために	10
(1) 十日町市の学校教育における3つの基本方針	
(2) 十日町市の学校教育で育てたい資質・能力	
(3) 目指す学校教育の姿を実現するための小中一貫教育	
(4) 学校教育の重点における指標	
IV 十日町市が進める小中一貫教育	13
1 十日町市の小中一貫教育の骨格	13
(1) 修業年数と指導区分	
(2) 教育課程の基準	
(3) 中学校区のブロック	
2 十日町市の小中一貫教育の3つの方策	16
3 小中一貫教育の中学校区における取組	17
(1) 教育体制の整備	
(2) 運営体制の整備	
4 小中一貫教育推進組織と役割	19
(1) 十日町市小中一貫教育推進協議会	
(2) 中学校区推進会議	
(3) 小中一貫教育コーディネーター	
(4) 教育委員会	
むすびに	20

## 資 料

- 参考資料1 十日町市小中一貫教育基本計画の策定に関して  
参考資料2 十日町市小中一貫教育基本計画の改訂について

## はじめに（基本計画部分改訂にあたって）

十日町市の小中一貫教育は、平成20年5月に設置された十日町市学区検討委員会（\*1）が平成21年3月にまとめた『十日町市における適正な小・中学校の学区に関する提言』の中で、「新しい形態の学校（小中一貫教育）の導入」の検討を示したことに端を発します。

この提言を受けて同年9月、十日町市における小中一貫教育の在り方検討委員会（\*2）を設置し、平成22年3月に『十日町市における小中一貫教育の在り方に関する提言書』がまとめられました。この提言内容の実現に向けて、十日町市小中一貫教育基本計画策定委員会を設置し、平成22年9月に『十日町市小中一貫教育基本計画』を策定しました。

同基本計画の策定時には、十日町市の目指す子どもの姿「ふるさと十日町市を愛し、自立して社会を生きる子ども」の実現に向けて、3つの大きな教育課題（学力の向上、不登校の減少、特別支援教育の充実）がありました。これらの課題は、中学校に進学すると全国標準学力検査（以下「NRT」）（\*3）の平均偏差値が下がり、いじめの認知率や不登校の発生率が急に上昇する現象として現れていました。当時全国的にも「中1ギャップ」（\*4）と言われ、十日町市でも喫緊の課題となっていました。

十日町市教育委員会は、それらの課題を改善し、明日を担う子どもの健やかな成長を図るために、義務教育9年間を見通した一貫した教育を構築し、小学校と中学校がより連携しやすい環境を創り出すことが重要と考え、小中一貫教育を導入しました。

平成23年に4つのモデル中学校区でスタートし、平成26年より完全実施となりました。その後、各中学校区で目指す子どもの姿を共有し、義務教育9年間を見通した取組を展開してきました。平成29年5月の「十日町市の小中一貫教育本格実施3年間の取組の検証」を基に、市の共通取組事項「自己有用感を育む」取組を定め、市内全中学校区及び全小・中・特別支援学校で推進してきました。

令和5年3月に基本計画をこれまでの取組と現状を踏まえ、これからの十日町市の小中一貫教育が充実したものになり、十日町市が目指す子どもの姿の実現により近づけるために改訂を行いました。

この度、策定された『第三次十日町市総合計画』、『十日町市教育大綱』、『十日町市学校教育の重点』の上位計画との整合とともに、国や県の推進する幼保小架け橋期の充実を図るため、基本計画の一部を改訂することとしました。

少子高齢化などの社会変革のスピードは、いっそう速まっています。また、中学校区の再編を見据えながら、そのような変革の中でも、十日町市の小中一貫教育のゆるぎない推進を目指してまいります。

（\*1）十日町市学区検討委員会：平成20年5月設置：小・中学校、保育園、幼稚園の教職員3名、小・中学校保護者2名、地域住民15名（旧市町村から各3名）の計20名

( \* 2 ) 十日町市における小中一貫教育在り方検討委員会：平成 21 年 9 月設置：大学准教授 1 名，学校関係者（小・中・高校の校長，幼稚園長等）6 名，P T A 代表 2 名，地域代表 3 名の計 12 名

( \* 3 ) 全国標準学力検査：図書文化社教研式 N R T 検査

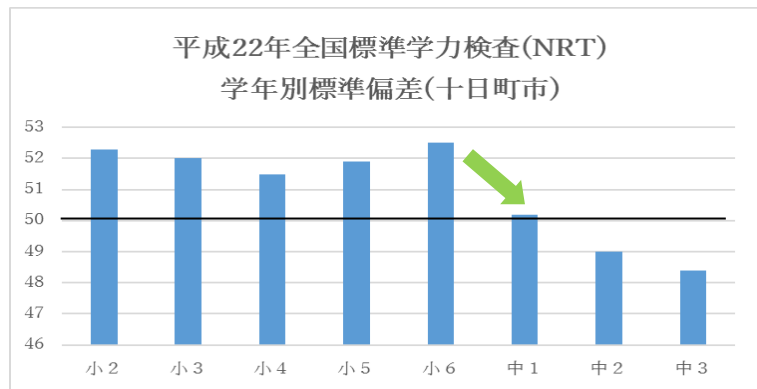
全国規模で行われている学力検査で，十日町市では児童生徒の学力を図る指標の一つとして毎年実施している。

( \* 4 ) 「中 1 ギャップ」

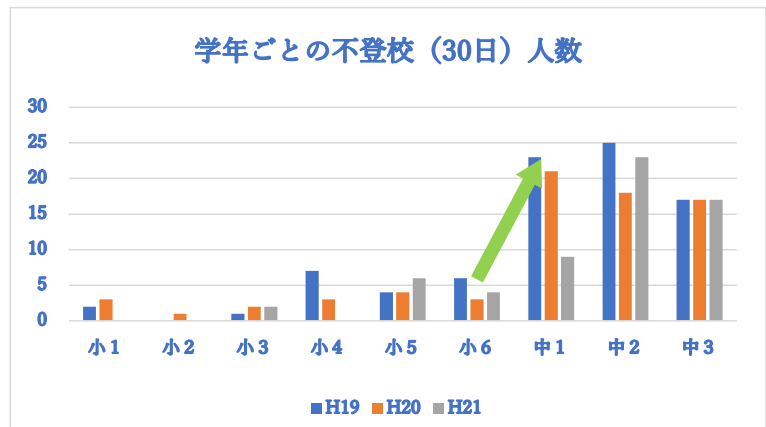
「中 1 ギャップ」は，小 6 から中 1 でいじめや不登校の数が急増する傾向があることから使われ始め，小中学校間の接続の問題全般に用いられていた。

平成 22 年度当時十日町市でもその傾向は顕著であり，学力においても中学入学後は低下傾向にあった。

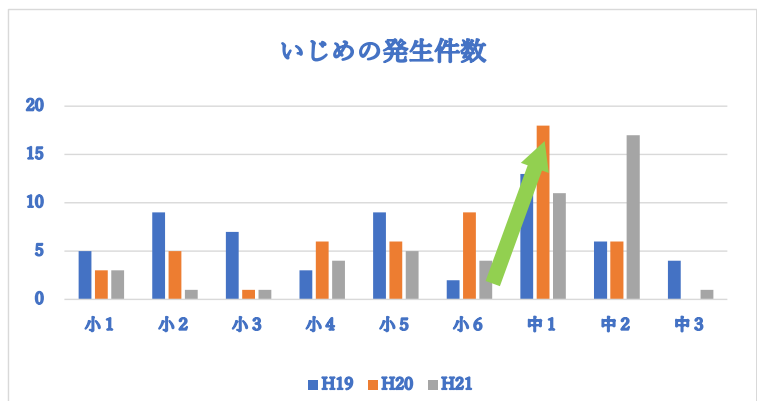
・ N R T の結果（平成 22 年 4 月実施  
十日町市）



・ 不登校の児童生徒(十日町市)



・ いじめの認知件数(十日町市)



# I 十日町市の学校教育の現状と課題

## 1 学校の規模・特徴

令和7年度の十日町市の1校当たりの児童生徒数は、小・中学校ともに県平均（小学校231人，中学校229人）を大きく下回っています。学校規模も小規模な学校が多く，小学校では複式校が7校あります。令和4年度の十日町市の小学校1年生の児童数は352人ですが，令和10年度の推計では，小学校1年生の児童数が199人に減少するなど，少子化が一層進む見通しです。学習の充実だけでなく，子どもの社会性を育むためにも，学校や学年を越えた交流や地域との交流が一層必要になってきます。

教職員を見ると，現在も地元教職員（十日町市と津南町を生活根拠地としている教職員）が少なく（教諭の約51%），さらには経験年数の少ない若手教諭（新採用～6年目：教諭の約31%）が多く配置されている実態があります。そのため，赴任しても3年で他地域の学校へ異動する教職員も少なくありません。当市においては規模の小さい学校も多く，若手教職員の孤立化の不安もあり，研修や近隣校との交流を通したつながりも重要になってきます。

小規模な学校は，児童生徒数が少ないために実施しにくい教育活動があったり，教職員が少人数で十日町市では異動も頻繁であることから効果的な学校運営等の難しさがあつたりします。中学校区内の小・中学校が連携・協働することによって，これらの課題解消に向けての検討をすることが望まれます。

また，少子化が進む中，県立津南中等教育学校に進学する児童もおり，中学校運営に少なからず影響を及ぼしています。こうした状況に柔軟に対応しながら，さらに魅力ある学校づくりに向け，一層の工夫や改善に努める必要があります。

### 令和7年度の学校数，児童・生徒数，学校の規模

校種	学校数 児童数 生徒数			学校の規模(文部科学省の規模区分)		
	学校数	児童・生徒 (人)	1校当たり 児童・生徒 (人)	過小規模 小:5学級以下 中:2学級以下	小規模 小:6~11学級 中:3~11学級	適正規模 小:12~18学級 中:12~18学級
小	16	1,917 (令和12年度 推計1541)	120 (県平均231)	6	10	0
中	10	977 (令和12年度 推計1071)	100 (県平均229)	0	10	0
支援	1	33	33			

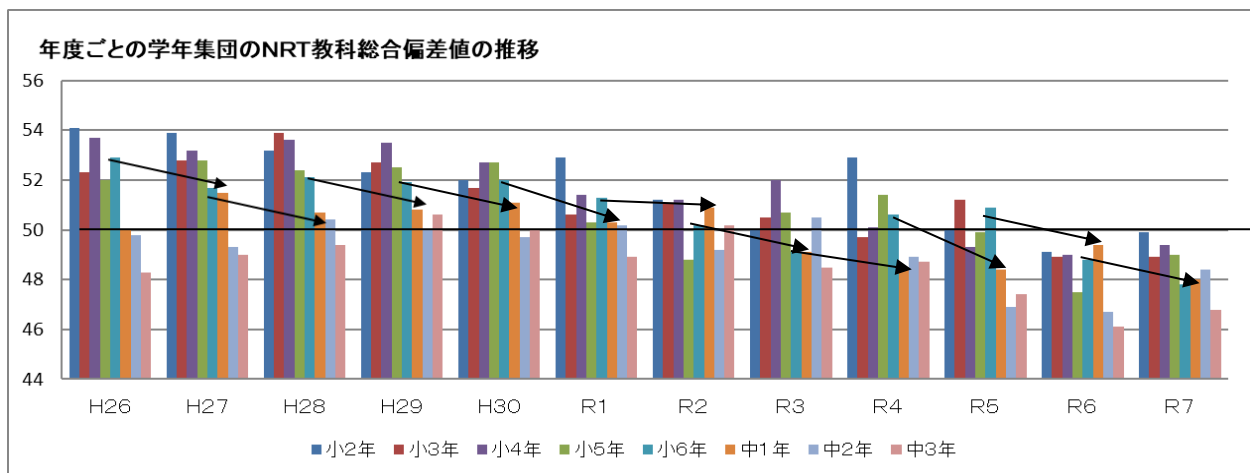
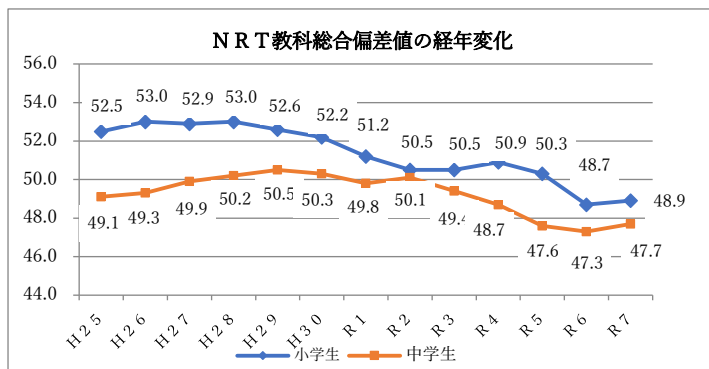
※1校当たり児童・生徒の県平均は，令和7年度の速報値，（義務教育課WEBページより）

※令和12年度推計は，十日町市内の出生数1から推計

## 2 3つの教育課題

### (1) 学力の向上

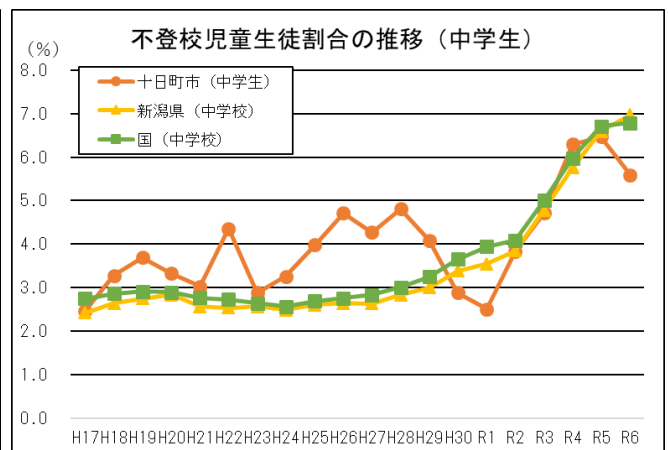
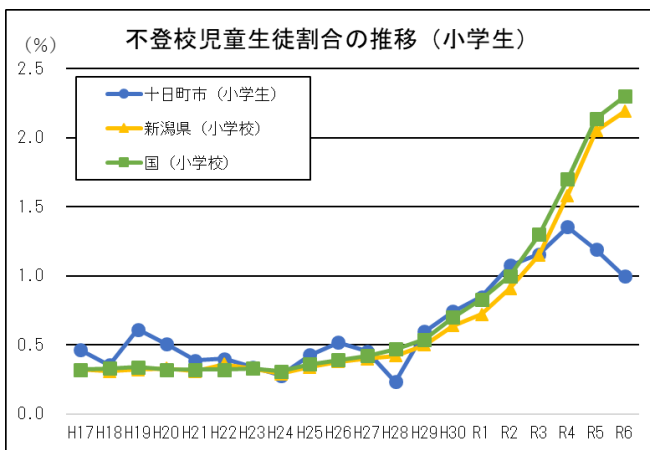
NRTが小中学校共に50.0を下回る状況となっています。低下傾向は令和7年に歯止めをかけることができました。

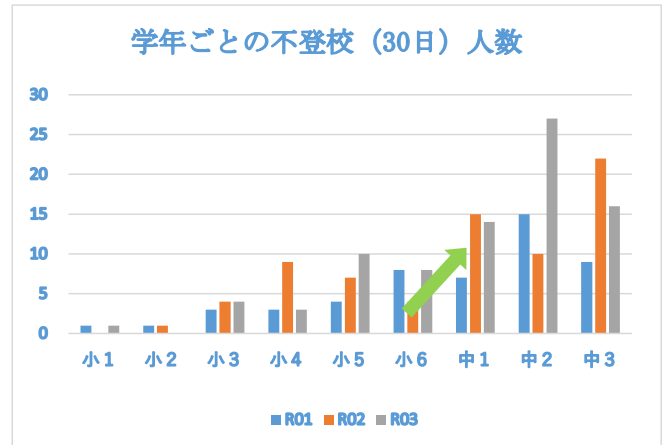
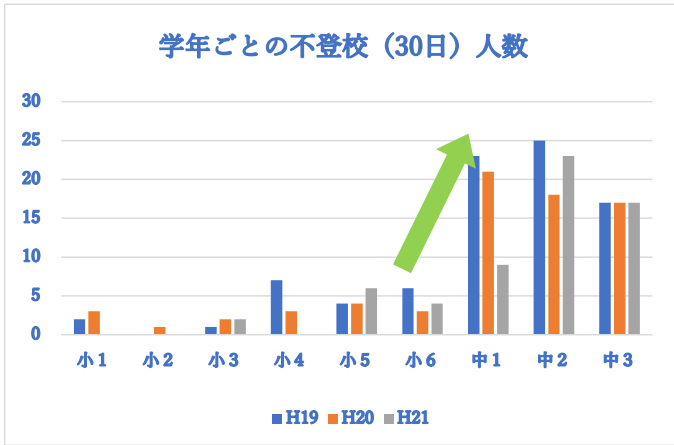


一方、年度ごとの総合偏差値の推移では、グラフの矢印のように、中学1年の偏差値（小学6年時の学習内容の定着を示す値）よりも、中学2年の偏差値（中学1年時の学習内容の定着を示す値）の方が大きく下がる傾向は改善しつつあります。

### (2) 不登校・いじめの減少

不登校児童生徒の割合は、全国的に小・中学生ともに増加傾向が続いていますが、十日町市では、小学校では令和5年度から減少に転じ、中学校でも令和6年度から減少しています。令和4年度から「居心地のよい学級づくり」を市の共通取組事業として取組を進め、親和的な学級が増えてきた影響が認められると考えられます。

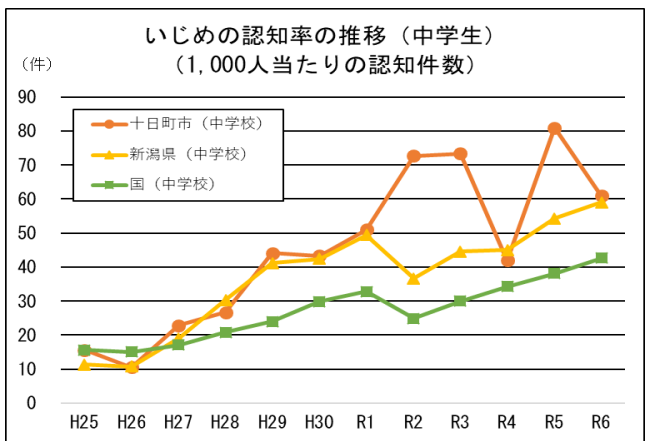
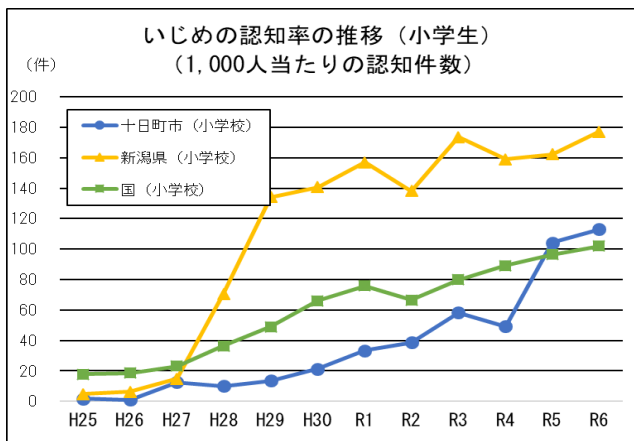




いじめの認知率は、小・中学生共に年々増加しています。平成 25 年にいじめ防止対策推進法が施行され、いじめの定義が変更されたことにより、職員研修により教職員の法令理解が進み、初期段階のものも含めて積極的に認知するなど、各校が見逃さずに対応してきた結果です。

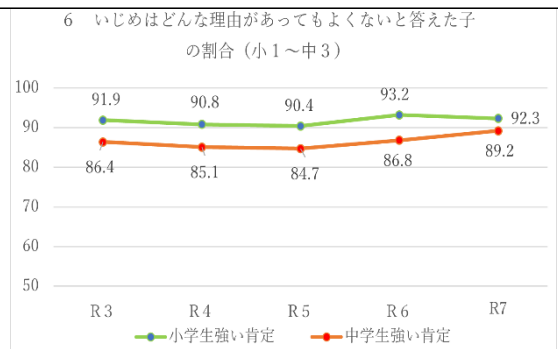
いじめ認知率は、小・中学校ともに増加しています。平成 25 年のいじめ防止対策推進法施行以降、教職員の法令理解が進み、初期段階のものも含めて積極的に認知するなど、各校が見逃さずに対応してきた結果といえます。

ただし、いじめの認知率を全国と比較すると、中学生は県・国平均を大幅に上回るものの、小学生は県・国平均を下回る状況です。令 7 年 12 月に行ったアンケート（\* 1）では「いじめはどんな理由があっても許されない行為である」の問いについては、強い肯定「そう思う」と答える児童生徒の割合が、小学生で 92.3%、中学生で 89.2% であり、中学生は過去最高値を更新したものの、全員が「そう思う」という状況には至っていません。



（\* 1）取組評価 児童生徒アンケートの中の小中学生の数値

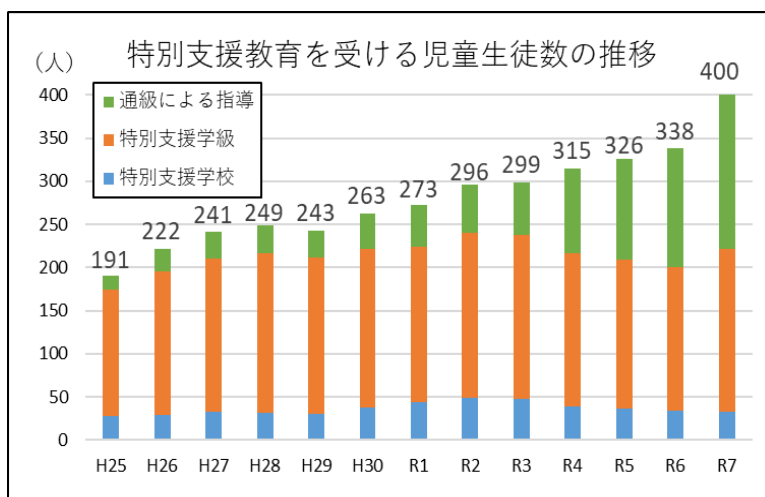
「いじめはどんな理由があっても許されない行為である」という問いに対する回答。4 択（そう思う、だいたいそう思う、あまりそう思わない、そう思わない）の中の「そう思う」の回答の割合。



### (3) 特別支援教育の充実

共生社会実現が求められる中、十日町市でも平成25年度の市立特別支援学校開校に続き、通級指導教室の段階的な増設（令和元年度3学級から令和7年度8学級）など特別支援教育に向けた体制整備を図ってきました。

十日町市の特別支援教育を受ける児童生徒数は、令和7



年度には400人に達し、全児童生徒数に占める割合は、13.7%となっています。学校や保護者、社会の理解が広がり、特別支援教育が浸透してきたためと考えられます。特別支援教育を受ける児童生徒には、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した指導・支援を行い、学年が上がる進級時や中学校への進学時に確実に引き継ぎながら切れ目ない指導・支援を行っているところです。各校では、本人や保護者の意向や将来の希望を踏まえ、関係機関と連携して支援にあたりるとともに、一人一人の合理的配慮に基づいた適切な支援・指導の充実を図っています。

また、教育委員会をはじめ各校・中学校区では積極的な研修が行われ、令和6年度以降に特別支援教育に関する研修を1回以上受けた教職員は、100%となっています。

## II 十日町市の小中一貫教育のこれまでの取組

### 1 十日町市の小中一貫教育の特徴

十日町市の小中一貫教育は、中学校区によって校舎の連携型・併設型・一体型(P.14参照)という施設的な違いがあります。加えて中学校区の学校の組合せも、小学校と中学校が一体となった1小1中の中学校区から、4小学校と2中学校の6校で構成される中学校区、さらに1校の中で小学部と中学部で編成する特別支援学校などの形態があります。各中学校区が多様な環境の中で、教職員のつながり、児童生徒のつながり、地域とのつながりを大切にして小中一貫教育を推進しています。

小中一貫教育を推進していく上で、各中学校区の環境に利点もあれば、課題もあります。例えば、校数の少ない中学校区では、連携がとりやすい面がありますが、児童生徒数や教職員数が少ないことから規模の大きな活動や多様な選択肢のある活動が組みにくいなどの悩みがあります。学校数の多い中学校区では、教職員や地域などに豊富な人材があり多様な活動が行われますが、活動の足並みを揃えること

の難しさがあります。

いずれにしても、利点を生かし課題を克服しながら、中学校区を構成する学校が力を合わせて、取組を推進していかなければなりません。そのためには各中学校区で協力する明確な方向性が必要になります。

これまで、十日町市の小中一貫教育は、各中学校区で課題をもちより、育む子どもの姿を明らかにし、学校の教職員と地域住民がその姿を共有することによって、その中学校区に合った取組を柔軟に推進してきました。このことが十日町市の小中一貫教育の特徴です。

## 2 十日町市の小中一貫教育のこれまでの評価

これまで十日町市の小中一貫教育は、平成 26 年度の本格実施から、毎年各種アンケートやデータの集約を基に評価をしながら取組を進めてきました。その中で、次のような成果と課題が見られます。

### ○学力の向上

- ・教職員の異校種体験研修や小中合同授業協議会、学習規律の共有などの取組を通して、小・中学校の教員の指導観の違いや学習内容の系統性を意識した授業改善が見られる。
- ・N R T の平均偏差値が、小学校 4・5 年生をピークとして、中学校入学後に急激に下がる傾向があったが、小学校段階からの偏差値低下傾向と相まってそうした傾向は減少しつつある。(P. 5 のグラフ参照)

### ○不登校・いじめの認知

- ・小学 6 年生から中学 1 年生で不登校になる生徒が 4 倍に増加するという極端な状況 (P. 3 グラフ 学年ごとの不登校の人数) からは改善し、2 倍以下に抑えられている。不登校児童生徒の割合が国・県ともに増え続けているが、十日町市では、小学校が令和 5 年度から、中学校が令和 6 年度から減少に転じている (P. 5 のグラフ 不登校児童生徒の割合の推移)。「居心地のよい学級づくり」が浸透したことに加え、児童生徒の多様な交流活動により、中学校進学への不安感の解消や期待感の増加が考えられる。
- ・いじめに関しては、積極的にいじめを認知し、いじめについて児童生徒と共に考えていく方向に国を挙げて方向転換したため、スタート当時より現在の方が全体的に認知件数は増加している。(P. 6 グラフ いじめ認知率の推移)

### ○特別支援教育の充実

- ・特別支援教育を必要とする児童生徒への切れ目のない 9 年間を見通した支援・指導体制が整いつつある。
- ・教職員の特別支援教育に関する研修への参加率が 100% となり、学校・中学校区における意識の向上が認められる。

これまでの取組により、中学校に進学すると N R T の平均値が急激に下がったり、

不登校児童生徒の割合やいじめの認知率が急増したりする「中1ギャップ」の傾向は改善されつつあります。

また、社会の急速な変化の影響など、学校や子どもたちを取り巻く環境には不安がつきまといえます。子どもたちがこれからの世の中で、自分や生まれ育った十日町市に自信と誇りをもち、自立していくための確かな学力や社会性を身に付けるためにも、小中一貫教育を実態に合わせて重点化し、取組を再構築していきます。

### Ⅲ 十日町市が目指す学校教育

#### 1 学校教育が目指す姿

『雪と生きる。大地に遊ぶ。未来を創造するまち とおかまち』

第三次十日町市総合計画基本計画（計画期間前期：令和8年度～令和12年度、後期：令和13年度～令和17年度）において検討されている十日町市が目指すまちの姿です。

この目指すまちの姿を踏まえて、十日町市教育大綱（計画期間：令和8年度～令和12年度）では市の政策（2）として『ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち』を掲げ、学力の向上、不登校・いじめの減少、多様な個性を認め合うインクルーシブ教育推進を目指し、幼保小の連携を含む小中一貫教育の取組、魅力のある教育活動などを通じて、学校教育の充実を図ることを明記しています。

このことを受け、十日町市教育委員会では、目指す学校教育の姿を

**ふるさとに遊ぶ。**

**共に生きる。**

**自ら創る。**

としました。学校及び各中学校区では、目指す子どもの姿を実現するためにグラウンドデザインを定めて教育活動を進めています。

『ふるさとに遊ぶ。』：学校教育における「遊び」の要素は、子どもが自ら考え試行錯誤する活動の充実や学ぶ楽しさの実感、主体性な探究心、創造性の育成につながります。幼少期からの「遊び」の教育的価値を大切にし、本市の魅力ある文化・地域資源を生かして、ふるさとの人・もの・こととかわりながら、子どもが楽しく夢中になれる教育活動を行います。

『共に生きる。』：共生の理念およびインクルーシブ教育システムの考え方に基づき、子どもの多様性を尊重した教育を推進します。一人一人の教育的ニーズに応じて公平（Equity）に学ぶことができる教育環境を整備します。

『自ら創る。』：「未来を創造するまち」の実現に向けて、子どもが自ら対象にかかわり、探究心をもって調べ、対話を通して共に共に考える学びを大切にします。こうした学びを通して、子どもが未来を主体的に創造していく力を育むため、魅力ある探究的な学びを推進します。

## 2 目指す学校教育の姿を実現するために

### (1) 十日町市の学校教育における3つの基本方針

学校教育では目指す姿を実現するため、3つの基本方針を掲げました。

#### ○学力の向上

#### ○インクルーシブ教育の推進（共生の理念）（\*1）

#### ○不登校の減少・いじめの認知（\*2）

これまでは、「学力の向上」「不登校・いじめの減少」「特別支援教育の充実」の三つを、導入当初の課題として取組を進めてきました。課題を克服するために、小中一貫教育を充実させながら、取り組んできました。しかし、家庭学習時間の減少や小学校下学年の学習に向かう姿勢の低下から、標準学力調査NRT平均偏差値が全国平均を下回る状況が続いています。

確かな学力の基礎となる学習意欲の向上や学習習慣の確立を図るためには、幼児期を含め小学校から中学校への接続をスムーズにした指導計画を作成し、児童生徒の発達段階を踏まえながら、学校・家庭・地域が一体となった教育を進める必要があります。

学校教育では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図りながら、「主体的・対話的で深い学び」を目指した授業改善を進める必要があります。

子どもが学習の主体者として、意欲的に学び、資質・能力を向上させられるよう探究的な学習を一層充実させことができるよう、教職員の指導力を向上させることが求められます。

そのために「居心地のよい学級づくり」を一層推進して、学級の安定度と活性度を高め、だれ一人取り残さない学びの場をつくらなければなりません。そのことが、不登校・いじめへの適切な対応や学力向上の重要な鍵ともなります。「居心地のよい学級づくり」の取組により、親和的な学級の増加に伴って不登校児童生徒の割合が減少してきました。「居心地のよい学級づくり」の推進は、新規不登校の減少やいじめが発生しにくい集団づくりに寄与してきたと考えます。また、「居心地のよい学級づくり」を着実に進めている学校では、NRTの総合偏差値平均も安定していることから、前年度を上回ることを「居心地のよい学級づくり」の実践指標として位置付けていきます。

現状として、小学校1年生で親和型の学級が形成されにくい状況があります。そのため、「架け橋プログラム」を活用した保育園・認定こども園と小学校1年生の接続を円滑にし、「幼児期の終わりまでに育てたい10の姿」を実現するよう職員同士が相互に学び合う場や幼児と小学生がかかわりあう場を大切にしていきます。

研修の継続によって、年々教職員の理解も深まり、組織として機能してきています。当市の学校文化として根付くよう継続していきたいと思えます。

子どもの数が減少する一方で、特別支援教育のニーズはますます高まって

います。十日町市では、共生の理念に基づき、多様な個性を認め合うインクルーシブ教育を推進することが求められています。だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を認め合える全員参加型の社会をつくるための基礎となるものがインクルーシブ教育といえます。

特別な支援を要する児童生徒が、個々の可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加できる資質や能力を身につけるためには、一人一人に応じた教育環境の整備と適切な支援に努める必要があります。各中学校区では児童生徒の実態を踏まえ、小学校間や小・中学校の教員同士が合同で話し合うなど、共通理解を深め、9年間のつながりを意識した具体的な指導や実践に当たることを大切にしてきました。

その上に立って、特別な支援を要するか否かにかかわらず、多様な子どもがいることを前提として、授業や生徒指導など学校教育全体を見直していくことが大切です。そこでは、ユニバーサルデザインに基づく支援の観点から授業改善を進めることや、どの子どもにとっても安心できる生活の場をつくることなど「居心地のよい学級づくり」を核とした教育活動と直結する内容が含まれます。

#### (※1) インクルーシブ教育（「特別支援教育の充実」を発展的に再構築した）

インクルーシブ教育とは、障害の有無にかかわらず、全ての子どもがともに学ぶ仕組みのことをいいます。平成6年に「UNESCO」とスペイン政府によって採択された「サラマンカ声明」をきっかけに、児童生徒の多様な特性を認めながら障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みとして「インクルーシブ教育」が提唱されました。

文部科学省は平成24年に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」という報告書において、学校教育の方向性を示しています。そこでは、インクルーシブ教育システムについて以下のように定義づけています。

- 障がいのある者と障害のない者がともに学ぶ仕組みであること
- 障がいのある者が教育制度一般（general education system）から排除されないこと
- 個人に必要な「合理的配慮」が提供されること

インクルーシブ教育システムの構築は、「共生社会」を目指すために最も積極的に取り組むべき課題だとしています。障がいの有無にかかわらず、多様な生き方を認め合う社会をつくるためには、次世代を担う子どもたちへの教育が重要となります。

#### (※2) いじめ（「いじめ」については令和3年度の実施計画から追加された文言）

いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知を行い、いじめを許さない、見逃さない心情を小学校低学年から育み、その結果としていじめが減少することを目指します。

同様に、不登校の減少についても、「登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すものです。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意していきます。

## (2) 十日町市の学校教育で育みたい資質・能力

3つの基本方針の下、十日町市の学校教育では、子どもたちに育みたい資質能力として次の4点を掲げました。

- ① ふるさとを愛し、心の拠り所となる「郷土愛」
- ② 自分から価値を創造しようとする「主体性」
- ③ 共生の理念を支える「多様性の理解」
- ④ 多様な人々とのつながりを生む「コミュニケーション能力」

これらの資質能力を着実に育むことにより目指す学校教育の姿の実現を目指します。

## (3) 目指す学校教育の姿を実現するための小中一貫教育

目指す学校教育の姿『ふるさとに遊ぶ。共に生きる。自ら創る。』の実現のためには、中学校を卒業する時の生徒の姿をしっかりと描き、9年間を見通した教育課程を編成し、教育活動を展開していくことが重要です。そのためにも、小・中学校間が連携し、各中学校区で、中学校卒業時の姿を共有し、中学校区のランドデザインに明示して地域と連携しながら教育活動を展開していく必要があります。

さらに認定こども園・保育園と小学校との架け橋期の連携を進め、小中一貫教育の一層の充実につなげていきます。

小中一貫教育は、学校教育の重点で目指す姿を支える重要な柱の一つとしての役割を果たしていきます。

## (4) 十日町市学校教育の重点の指標

項目(黄色の箇所は、総合計画の目標値の項目と同じ)	対象	現状値 令和6年度	目標値 令和12年度	
1 住む地域や十日町市が好きな児童生徒の割合	小学生 中学生	97.1% 91.4%	97.9% 92.3%	ふるさとに遊ぶ。
2 「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」児童生徒の割合(郷土愛に関わる内容)	小学6年生 中学3年生	81.4% 75.3%	83.4% 77.3%	
3 「将来の夢や目標をもっている」児童生徒の割合(将来にかかわる内容)	小学生 中学生	84.8% 69.8%	86.8% 71.8%	
4 「学校で楽しく過ごしている」と感じる子どもの割合(居心地のよい学級にかかわる内容)	小1～中3	95.0% (令和2～6年度平均)	96.1%	共に生きる。
5 特別支援教育にかかわる研修会(校内外不問)に年1回以上参加した教員の割合(インクルーシブ教育にかかわる内容)	教員	100.0%	100.0%	

6	WEBQUアンケート結果においてインクルーシブエリア(注1)内に入っている子どもの割合(11月実施)(居心地のよい学級づくりにかかわる内容)	小学生 中学生	90.1% 89.2%	92.1% 91.2%	
7	「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」児童生徒の割合(主体的・対話的で深い学びにかかわる内容)	小学6年生 中学3年生	84.9% 84.7%	86.9% 86.7%	自ら創る。
8	「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる」児童生徒の割合(探究的な学びにかかわる内容)	小学6年生 中学3年生	82.3% 79.5%	84.3% 81.5%	
9	全国学力・学習状況調査の平均正答率の当市と全国の差	小学6年生 中学3年生	国語:-3.7 算数:-5.4 国語:-4.1 数学:-7.5	国・算 ±0.0 国・数 ±0.0	

#### IV 十日町市が進める小中一貫教育

【小中一貫教育の基本方針】	
基本方針 1	全中学校区で小中一貫教育を実施します (特別支援学校も小学部と中学部連携という視点で実施)
基本方針 2	6・3制を維持したうえで、9年間を見通した教育課程の編成と小・中学校の連携を深めた教育活動を展開します。特に小学校5年から中学校1年における切れ目のない指導支援を目指します。
基本方針 3	小学校と保育園・認定こども園との連携を推進し、架け橋期の教育を充実することによって、小中一貫教育の基礎づくりを行います。

##### 1 小中一貫教育の骨格

###### (1) 修業年数と指導区分

現行の6・3制を維持します。

指導区分で小中一貫教育を導入し、前期(小学校1年～4年)、中期(小学校5年～中学校1年)、後期(中学校2年・3年)とし、小学校から中学校への円滑な連携・接続を図るために、中期に重点をおきます。

指導区分は、小・中学校の教職員が学びのくくりとして認識し、児童生徒の発達段階に即して9年間を見通した教育の充実を図るための学習指導・生徒指導及び支援の区分です。

修業年数	小学校課程 6 年間				中学校課程 3 年間				
指導区分	前期				中期			後期	
指導区分の特徴	○学習の習熟や生活習慣の確立を図る期間です				○小・中学校の教員が協働して接続の充実を図り、学力の向上や中1ギャップ等の解消を図る期間です			○自立して生きる力をはぐくむ義務教育9年間のまとめの期間です	
学年区分	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
学習指導	学級担任制				一部教科担任制(*1)			教科担任制	
					乗り入れ授業(*2)				

## (2) 教育課程の基準

各教科，総合的な学習の時間，特別活動の指導時数・指導内容は，学習指導要領に基づいて実施します。

地域や学校の実態，児童生徒の発達過程や特性，課題について十分に考慮して編成します。また，時間割は，各中学校区の工夫の一つとして，各教科や学習活動の特質に応じて弾力的な組み替えも可能です。

## (3) 中学校区のブロック

現行の中学校区（中学校 10 校のうち十日町中学校と中条中学校を拡大中学校として 9 学校区，特別支援学校 1 学校区）を単位とし，下表の 10 ブロックとします。

また，中学校区の実態に応じて「連携型・併設型・一体型」の 3 つのタイプの特色を生かして事業を推進します。

令和 7 年 5 月現在

No.	中学校区	タイプ (*3)	小学校	学級数(※) 児童数	中学校	学級数 (※) 生徒数
1	拡大中学校区 (4小2中)	連携型	十日町	9学級(2) 220人	十日町	6学級 (2) 166人
			東	7学級(3) 205人		
			中条	6学級(2) 178人	中条	6学級 (2) 146人
			飛渡第一	2学級(0) 9人		
2	南中学校区 (2小1中)	連携型	川治	11学級(2) 243人	南	7学級 (3) 225人
			西	9学級(2) 233人		
3	吉田中学校区 (2小1中)	連携型	吉田	4学級(0) 26人	吉田	3学級 (2) 42人
			鏡島	4学級(1) 33人		
4	下条中学校区 (1小1中)	併設型	下条	6学級(2) 99人	下条	3学級 (1) 69人

5	水沢中学校区 (1小1中)	連携型	水沢	7学級(2) 185人	水沢	3学級 (2) 87人
6	川西中学校区 (3小1中)	連携型	千手	6学級(4) 89人	川西	4学級 (2) 116人
			上野	4学級(2) 46人		
			橘	5学級(2) 49人		
7	中里中学校区 (1小1中)	連携型	田沢	6学級(3) 183人	中里	3学級 (2) 65人
8	松代中学校区 (1小1中)	連携型	松代	6学級(2) 74人	松代	3学級 (2) 34人
9	松之山中学校 区 (1小1中)	一体型	松之山	4学級(1) 45人	松之山	3学級 (1) 27人
10	ふれあいの丘 支援学校	一体型	小学部 6学級(重複学級含む) 18人 中学部 4学級(重複学級含む) 15人			

※学級数：( )内数字は特別支援学級数で学級数には含まない。

(※1) **一部教科担任制**:小学校5・6年において、一部の教科を学級担任以外の小学校教員や中学校教員が授業を行うこと

(※2) **乗り入れ授業**:小学校の教員が中学校で、中学校の教員が小学校で授業をしたり、TT(チームティーチング)で授業をしたりすること

(※3) **小中一貫教育のタイプ**

小中一貫教育の施設のタイプによって、連携型・併設型・一体型の3つに分類することができます。

### 連携型



(中学校)



(小学校) (小学校) (小学校)

小学校と中学校で校舎が別々で、教員や児童生徒が学校間を移動して授業を受けたり、交流したりする形態です。

### 併設型



(小学校) (中学校)

小学校と中学校を同じ敷地に併設し、小学生が中学校で授業を受けたり、教員が互いに乗り入れて授業・出前授業を行ったりする形態です。

### 一体型



小学生と中学生が同じ校舎で、義務教育9年間を通してカリキュラムを編成し、小学1年生から中学3年生が共に学校生活を送り、9年間の一貫した学習や活動を行う形態です。

## 2 十日町市の小中一貫教育を推進する3つの方策

小中一貫教育では、「3つの基本方針」，「育みたい資質能力」を受けて次の3つの方策を掲げて取り組んでいきます。

### ○(方策1) **教職員のつながり** 教職員の連携による確かな学力と豊かな心の育成

小・中学校の教職員が，9年間を見通した連続性のある学級づくりや授業づくり，生徒指導等に取り組むことにより，日々の学校生活や教育活動を充実させるとともに，中1ギャップや進学への不安感の解消や学力の伸び悩みについての改善を目指します。

また，小学校・特別支援学校と保育園・認定こども園との連携を推進し，架け橋期のカリキュラム(\*1)を協働でつくることや教職員や子どもの交流を進めることによって，子どもの豊かな学びを支えます。

### ○(方策2) **児童生徒のつながり** 「居心地のよい学級づくり」(\*2)による豊かな人間性や社会性の育成

学級内の児童生徒の活発な交流や異学年間の交流活動を行うことにより，誰とも信頼関係を築く力，コミュニケーション能力や規範意識などの社会性を育み，不登校等の減少やいじめを生まない・許さない学校風土づくりを目指します。

### ○(方策3) **地域とのつながり** 地域との連携による 特色ある教育活動の実践

地域には，児童生徒が地域に誇りと愛着をもち，創造性豊かに生きる力をはぐくめる生きた教材がたくさんあります。これらの教材を各教科や総合的な学習の時間等に位置付け積極的に探究的な学習を展開していくなど，中学校区の児童生徒の実態や地域性を考慮し9年間を見通した特色ある教育活動を推進していくことで，地域に誇りと愛着をもつ子どもの育成を目指します。

また，地域で子どもを育てる活動を展開していく上で，保育園や認定こども園との連携も行いやすくなり，小1プロブレム(\*3)の解消も期待できます。

(\*1) 架け橋期のカリキュラム：保育園・認定こども園の年長児期と小学校・特別支援学校の1年時の2年間を架け橋期とし，相互交流や情報交換接続を円滑に進めることによって「主体的・対話的で深い学び」を目指す計画

(\*2) 「居心地のよい学級づくり」：WEBQUを尺度とした学級の安定度と活性度の向上を目指す共通取組。令和4年度から市内全小中学校で実施している。

(\*3) 小1プロブレム：小学校に入学したばかりの1年生が，集団行動を取れない，授業中に座ってられない，話を聞けないなどの状態が継続する状態。WEBQUでも親和型の学級が成立しにくい。

### 3 小中一貫教育の中学校区における取組

#### (1) 教育体制の整備

	市教育センターを中心とした取組	中学校区や各校での取組
「居心地のよい学級づくり」を推進します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「居心地よい学級づくり」についての教職員研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例検討会の実施(WEBQU(*1))を活用した学級のアセスメントと対応策の検討)</li> </ul>
学力の向上及び学習習慣の確立を図ります	<ul style="list-style-type: none"> <li>・探究的な学びや授業改善の方向性など9年間の系統性を見通した指導・研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「主体的・対話的で深い学び」の具現を図る授業改善の取組</li> <li>・家庭学習の在り方や学習の仕方など、発達段階に応じた学習規律等の検討</li> </ul>
架け橋期を含む円滑な小中接続を推進します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導区分中期の小学校5年・6年と中学校1年のつながりを重視した教員の研修</li> <li>・「架け橋プログラム」を活用した幼保小の相互交流のための研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通して取り組むべき指導内容を焦点化した共通実践</li> <li>・中学校卒業段階の生徒の姿を描き、発達段階に応じた指導目標の設定と系統性・連続性のある指導体制づくり</li> <li>・中学校区の課題解決に向けた教職員、保護者の協力体制づくり</li> <li>・幼保小の具体的な連携の推進</li> </ul>
インクルーシブ教育の推進に向け、特別支援教育を一層充実させます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育に関する教職員研修の機会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中・特別支援学校と関係機関との連携、協力体制の充実・推進</li> <li>・特別な支援を要する児童生徒の9年間の成長を継続的・発展的に支援するための体制づくり</li> <li>・個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用し、児童生徒の視点に立った効果的・効率的な特別支援教育の実施</li> <li>・ユニバーサルデザインに基づく学習環境の構築など、どの子どもにとっても学びやすい場づくりの推進</li> </ul>
児童生徒の交流を推進し、社会性をはぐくみます		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校児童が中学校生活に安心と期待をもち、中学校生徒がリーダーシップを発揮することにより自己有用感を味わえるような交流活動の推進</li> <li>・コミュニケーションづくりを大切にした小学校間の交流活動の充実</li> <li>・架け橋期の幼児・児童生徒の交流活動の推進</li> </ul>
<p>(*1) WEBQU…児童生徒の学級満足度をアンケート方式で測る学級経営サポートシステム。インターネット環境を活用し、アンケート実施当日に実態把握ができる。</p>		

(2) 運営体制の整備

	必須の取組	中学校区の課題に応じた取り組み(例)
中学校区 グランド デザイン を定め、9 年間の豊 かな育ち をはぐく みます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9年間を見通し、目指す児童生徒像、小中一貫教育の期待と効果、教科や領域等の重点的指導内容、指導区分に基づく指導の重点などを盛り込んだ共通の中学校区グランドデザインの策定</li> <li>・幼児期からの子どもの成長を支える「架け橋プログラム」の改善</li> </ul>	<p>&lt;一体型・併設型&gt; 教育課程の系統性・連続性を最大限に指導に生かすための教職員組織や校務分掌の在り方、職員室の機能等についての工夫</p> <p>&lt;連携型&gt; 自校の特色や地域性を生かした教育活動を展開しながら、社会性をはぐくむことができる小学校間や小・中学校間の交流の工夫</p>
9年間を 通して児 童生徒の 育ちを見 つめ、考 えます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中一貫教育コーディネーターの校務分掌への位置づけ、明確化</li> <li>・小学校における幼保小連携担当教員の校務分掌への位置づけ、明確化</li> <li>・小中一貫教育を支える教職員の育成(児童生徒の育ちを、幼児期プラス義務教育9年間を見通して考えることのできる教職員、児童生徒の育ちを保護者や地域と協働して考えることのできる教職員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の発達段階に応じた系統性・連続性のある指導体制づくりと指導力の向上(授業参観、指導内容の検討等)</li> <li>・小・中学校間の授業交換、乗り入れ授業の検討</li> <li>・小・中学校の連携した活動を円滑にする校時表の工夫</li> </ul>
魅力ある 教育活動 を推進し、 地域を愛 する児童 生徒を育 てます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ・スクールを活用した地域との連携の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9年間の連続性を生かした生活科や総合的な学習の時間を核とした探究的な学びのための計画作成</li> <li>・人・こと・ものなどの地域資源を活用した教育活動の工夫、改善</li> </ul>
児童生徒 の健やか な成長を 支えます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校区の児童生徒の健康課題解決への取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・家庭・地域が一体となった「健康的な生活習慣づくり」「メディア接触コントロール」等の取組</li> <li>・中学校区を単位としたPTA活動の充実と行動連携の推進</li> </ul>

## 4 小中一貫教育推進組織と役割

### (1) 十日町市小中一貫教育推進協議会

十日町市の学校教育を支える基盤となる小中一貫教育の推進のための協議と提案を行います。

校区関係者（教職員，保護者代表，地域住民代表）及び学識経験者が委員となり，教育委員会が事務局となります。

### (2) 中学校区推進会議

各中学校区の課題解決に向けて，その構想と具体的な方策をまとめ，小中一貫教育の活動を推進します。中学校区の小中一貫教育統括コーディネーターと小中一貫教育校内コーディネーターが中心となって進めます。

### (3) 小中一貫教育コーディネーター

#### ① 小中一貫教育統括コーディネーター

各中学校区で小中一貫教育統括コーディネーターを選定します。小中一貫教育統括コーディネーターは，中学校区内や指導主事等と連絡調整しながら，中学校区の小中一貫教育の取組を中核となって推進し，その充実を目指します。

#### ② 小中一貫教育校内コーディネーター

各学校で小中一貫教育推進の中核となり，全教職員の取組意識を高める工夫をして，中学校区と自校の計画づくりや取組をリードします。また，市の計画に沿い，中学校区や自校の推進役としての力を高めるため，学校教育課が実施する研修会に参加します。

### (4) 教育委員会

学校教育課が小中一貫教育推進協議会の事務局となり，次の業務を行います。

- ① 指導主事を配置し，学校訪問等を通して，各中学校区における取組を把握し，連絡調整を図ります。
- ② 幼保小連携・小学校下学年担当指導主事とともに，「架け橋プログラム」を活用し，幼保小の円滑な接続を図ります。
- ③ 小中一貫教育統括コーディネーター等と連携し，各中学校区の小中一貫教育充実のための支援をします。
- ④ 市民や教職員に小中一貫教育の理解をより深めるために，研修会，広報活動を実施します。

## む す び に

小中一貫教育基本計画改訂にあたり、令和6・7年度の年十町市小中一貫教育推進協議会の方々から、今後の十日町市の小中一貫教育の在り方、目指す子ども像などについて議論していただきました。また、十日町市小中一貫教育推進協議会の委員であり、今回の「基本計画」改訂へのご助言をいただいた新潟大学雲尾周教授からは、次のように指摘いただきました。

市や学校などで育てたい子どもの姿を描くとき、従来のように知・徳・体と分けて子どもを評価することが適切なのかが問われるようになってきました。子どもはすべてトータルで見ていくべきだろう、とも考えられます。一方で育てたい子ども像に向けてどのような力をどうやって育てるかについて、それを具体的に評価する時にどんな評価指標を用いればいいかも考えなければならないと思います。その時に数字的に測れるものをどう細分化して測っていくのかという観点が一つ必要になってくるのかと思います。そのことによって育てる子どもの姿が抽象的だったものから具体的な姿になり、そのためにどういう過程で指導を組んで育てていくか、それをどういう基準で測るのかということが見えてくるだろうと思います。

これまでの取組と実態を踏まえた、これからの十日町市の小中一貫教育をさらに充実させるための計画にいただいたものと感謝いたします。

今回の「基本計画」の改訂が、教職員と地域の人々の意識を高め、十日町市らしい自立した小中一貫教育の推進につながることを願います。

### <参考資料1> 十日町市小中一貫教育基本計画の策定について

#### ●策定

平成22年9月	策定
令和5年3月	改訂
令和8年3月	部分改訂

## 〈参考資料2〉 十日町市小中一貫教育基本計画の改訂について

### ●改訂

令和8年3月

### ●小中一貫教育推進協議会

※小中一貫教育推進協議会委員からご意見をいただきました。

氏名	所属職名等(備考)	区分
雲尾 周	新潟大学教育学部教授	学識経験者
小島美和子	下条小学校長(下条中学校区)	市内教職員
八重沢 央	中里中学校長(中里中学校区)	
宮園 健吾	松代小学校教頭(松代中学校区)	
石沢 和也	水沢中学校教諭(水沢中学校区) ※統括コーディネーター	
澤田健太郎	十日町中学校教諭(拡大中学校区) ※統括コーディネーター	
丸山 祐香	上野小学校教諭(川西中学校区) ※校内コーディネーター	
石塚 有希	松代小学校教諭(ふれあいの丘支援学校)	
高橋 妙子	吉田中学校養護教諭(吉田中学校区)	
高橋 祐司	まつのやま学園PTA副会長(松之山中学校区)	
福崎 裕一	南中学校PTA会長(南中学校区)	地域代表
高橋しげ子	地域代表	

※※統括コーディネーター…小中一貫教育中学校区統括コーディネーター ※校内コーディネーター…小中一貫教育校内コーディネーター

### ●基本計画改訂検討経過

- ・小中一貫教育推進協議会において、令和6年度から、これからの十日町市の小中一貫教育について協議

令和6年11月25日(月) 小中一貫教育の課題について意見をもらう。

令和7年2月25日(火) 小中一貫教育の課題を2部会で協議する。

令和7年10月1日(水) 改定案の方向性について協議する。

令和8年2月25日(水) 改定案について協議する。